

## 議案第91号

### 幕別町災害対策本部条例の一部を改正する条例

幕別町災害対策本部条例（昭和38年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改め、「本部」の次に「(以下「災害対策本部」という。)」を加える。

第2条第1項中「本部長」の次に「(以下「本部長」という。)」を加え、同条第2項中「災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。」を「本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。」に改め、同条に次の1項を加える。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

第3条第1項中「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条第2項中「災害対策本部員」を「本部員」に、「災害対策本部長」を「本部長」に改め、同条第3項中「災害対策本部長」を「本部長」に、「災害対策本部員」を「本部員」に改める。

第4条中「災害対策本部長」を「本部長」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。